

三木市水道施設等運転管理業務委託
プロポーザル応募要領

令和4年10月

三木市上下水道部 水道事業

三木市水道施設等運転管理業務委託に係るプロポーザル応募要領(案)

1. 水道施設等運転管理業務委託に係るプロポーザル応募要領について

三木市上下水道部（以下、「市」という。）は、水道施設の運転及び維持管理に民間の創意工夫やノウハウを活用し、安心して安全な水道水を安定的に供給し得る能力を有する民間事業者の中から、水道事業に対する意欲、資質及び技術能力に優れた民間事業者をプロポーザル方式により受託事業者（以下、「受託者」という。）を選定し、業務を委託するため必要な事項を定める。

参加者は、三木市上下水道部水道工務課で配布する「プロポーザル応募配布資料」の内容を踏まえ、技術提案書及び見積書等を提出するものとする。以下「応募配布資料」という。

2. 委託する業務内容等

(1) 件名

三木市水道施設等運転管理業務委託

(2) 業務委託の概要

- 1) 「受託者」は、三木市上下水道部（以下、「市」という。）で管理する水道事業に係る施設等の運転管理・点検・保安管理及び水道業務の補助を行う。
- 2) 業務委託の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- 3) 「受託者」の業務管理体制は、次のとおりとする。（平成30年度契約時点とする。）

管理区分		委託内容		
平日	休日等	勤務時間	基準人員	備考
8:30 翌8:30	8:30 翌8:30	24時間	※2名	施設等運転管理
8:30 17:00	—	8.5時間	2名	水道工務課 業務補助要員

注：上表※印に示す基準人員は最少の人員を示すもので、業務概要から受託者の判断による増員は妨げない。

- 4) 「市」が「受託者」に委託する施設概要は、「応募配布資料」に示すものとする。
- 5) 「受託者」の行う業務範囲は、「応募配布資料」を基本とし、概要は以下のとおりである。
 - ①中央操作室における各施設等の運転及び監視・操作。
 - ②各施設の巡回点検・水質検査(残塩、PH、濁り、色)。
 - ③各施設等の運転状況に関する情報の整理、並びにそれらの情報に基づく各資料及び報告書の作成。
 - ④備品、消耗品、薬品等の物品管理。
 - ⑤水道施設の警備、防火及び清掃(浄水場等の各施設の除草、簡易な塗装補修並びにろ過砂、ろ過汚泥及び取水口汚泥の清掃作業を含む。)に関する事。
 - ⑥夜間、休日等における水道事業に係る事故等の現場検証並びに応急措置に関する事。
 - ⑦夜間、休日等における給水停止処分中のものの、解除等の措置が必要な場合に係る手続きに関する事。
 - ⑧夜間、休日等に水道工事等を実施する場合に、この現場からの要請による他の関係機関と

- の連絡調整等に関すること。
- ⑨夜間、休日等における開閉栓業務に関すること。
 - ⑩夜間、休日等における水道事業に係る苦情処理並びに応急措置に関すること。
 - ⑪管路データの管路情報システム(管路の情報管理)の修正業務に関すること。
 - ⑫深井戸水源の揚水量調査業務に関すること。
 - ⑬平日に発生する計画的断水作業等の応援業務に関すること。
 - ⑭水道修繕材料及び工具類の整理整頓業務に関すること。
 - ⑮災害等緊急事態発生時における応援業務に関すること。
 - ⑯平日の水質検査業務の補助に関すること。
 - ⑰平日の漏水調査・修理業務の補助に関すること。
 - ⑱平日の漏水修理跡舗装本復旧業務の補助に関すること。
 - ⑲他の工事事業者の照会手続き等の受付業務の補助に関すること。
 - ⑳その他「市」の必要になった業務。(協議により決定する。)

6) 職場環境等の概要

- ①「市」が用意するもの
 - ・業務従事者の更衣室・事務室(中央監視室の利用)・休憩室(仮眠室の利用)。
- ②「受託者」が用意するもの。
 - ・業務に必要な物品、備品等。

(3) 履行場所

三木市福井字鷹尾1950-1 三木山浄水場内及び「市」が所管する水道施設(別配布の「応募配布資料」)。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とする。

また、委託契約は受託者と単年度毎の随意契約とし、契約内容や業務内容を変更する必要がある場合には「市」、「受託者」の協議による合意のうえ、契約の変更を行う。

なお、契約の変更は年度途中では行わない。

(5) 費用及び帰属

提案書等の作成やその他応募に要する費用は、すべて各参加者の負担とする。また、提案書の内容等を「市」が活用しても異議を申し立てないこととする。なお、提出された提案書等は返却しない。

3. 選考方法

公募による企画提案方式(プロポーザル方式)により選考を実施する。

- ① 1次審査・・・応募申込の関係書類及び提案書による書類選考。
- ② 2次審査・・・プレゼンテーションによる審査。
- ③ 最終決定・・・1次審査及び2次審査の結果により、交渉順位を決定する。

4. 応募に必要な条件

次の事項のすべてを満たしていること。

- ① 令和4年度三木市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないものであること。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、「市」の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと
- ⑤ 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 上水道浄水施設等の運転管理業務委託及び次の業務の受託者としての実績を、5年以上有する者であること。
 - ア 水道施設の巡回点検、整備、補修等の維持管理。
 - イ 夜間、休日等における水道事業に係る事故等の現場検証並びに応急措置に関する業務として、水道管漏水等（他事業者による破損事故を含む。）が発生した場合、迅速な対応（断水、広報、通水作業、現場保持、修理業者の手配及び修理現場の指示、関係機関への連絡、洗管作業等。）を行い、修理を完了する業務。
 - ウ 夜間、休日等に水道事業に係る苦情処理及び応急措置。
 - エ 夜間、休日等における水道開閉栓業務。
- ⑦ 元請として、日量処理能力（地下水を原水としているものを除く。）1万立方メートル以上の施設の運転管理業務委託実績を有する者であること。
- ⑧ 水道技術管理者の資格を有する者が3名以上在籍すること。
- ⑨ 次に定める技術者等を配置できる者であること。
 - ア 業務の従事者から主任業務員を選任する。主任業務員は業務に関する十分な知識を有し、5年以上の実務経験を有すること。
 - イ 業務の従事者は、業務に関する十分な知識を有すること。

5. 委託業者選定の日程(予定)

応募の公告	令和4年11月2日(水)
応募申込書等の配布及び応募受付期間	令和4年11月2日(水)から令和4年12月9日(金)
現地見学会／現場説明会	令和4年11月22日(火)
質問の受付期間	令和4年11月14日(月)から令和4年11月18日(金)
質問の回答	令和4年11月25日(金)から
技術提案書等の提出期限	令和4年12月9日(金)
1次審査結果通知	令和4年12月14日(水)
提案書説明会(プロポーザル)の開催	令和4年12月23日(金)
2次審査結果通知(優先交渉権者決定)	令和5年1月10日(火)
委託契約締結業務	令和4年3月下旬(締結日は令和5年4月1日)
委託業務開始	令和5年4月1日(土)から

- ① 第1順位の応募者との間で、委託契約の内容に関する協議が成立しない場合は、次順位の応募者と協議を行うことがあります。
- ② 上記日程は、「市」の都合により変更することがあります。
- ③ 令和4年11月22日(火)の現地見学会(参加・不参加は自由とする。)は、1事業者3名までとし、午前10時に三木市上下水道部庁舎に集合してください。(移動に要する車両等は各

応募者で用意してください。)

- ④ 現地見学会に参加される場合は、令和4年11月14日(月)までに三木市上下水道部水道工務課まで連絡をしてください。(担当者：岩崎、藤田 電話0794-82-2010)

6. 提案書等の提出手続等

(1) 提案書の提出先

提案書は、令和4年12月9日(金)午後5時必着のこと。(郵送不可)

提出場所：三木市福井字鷹尾1950-1 三木市上下水道部水道工務課

担当者：岩崎、藤田 電話0794-82-2010

(2) 質問及び回答

この応募要領並びに関係書類に関する質問及び回答は次のように行います。

①質問方法

質問内容を簡潔にまとめ、必ず質問書を電子メールにより提出してください。

②質問受付期間

令和4年11月14日(月)～令和4年11月18日(金)

③メールアドレス suikomu@city.miki.lg.jp

④質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年11月25日(金)に、水道工務課ホームページ及び上下水道部庁舎で公表する。なお、電話や口頭での回答など個別の対応はできません。

7. 提出書類

(1) 応募申込書(様式第2号)

関係書類

- ①応募資格要件確認表。
- ②会社概要がわかるもの。(会社設立年月、資本金、事業内容が明記されているパンフレット等。)
- ③貸借対照表・損益計算書。(直近のもの。)
- ④水道施設及びその他施設の維持管理実績。
- ⑤水道関係従業員数及び総数。
- ⑥水道関係の資格及びその他資格の保有者数等。
- ⑦技術提案書。
- ⑧単年度毎の見積書(5年分)

(2) 提出書類の提出書(様式第3号)

(3) 提出部数

- ①提出部数は、正1部、副8部とします。
- ②様式サイズはA4版とする。なお、図面等でA4版以外を必要とする場合は、工夫をしてください。
- ③技術提案書の文字数等は自由ですが、できる限り簡潔に記載してください。
※見積書(5年分)及び応募要件を満たすことを証明できる書類は、正本1部を添付のこと。

(4) 応募に関する留意事項

- ①応募に関する必要な費用は、応募者の負担とします。
- ②使用する言語は「日本語」、通貨単位は「円」とします。
- ③正本の三木市水道施設等運転管理業務委託プロポーザル応募申込書並びに見積書に記名押印の無い応募は無効とします。

8. 技術提案書の内容

技術提案書には、出来得る限り「市」の施設等に合致した具体的な提案を含めて、次の項目毎に記載してください。

(1) 水道施設管理と水道法における貴社の考え方

水道施設を管理するうえで、貴社の方針や取組について記述してください。また、将来に向けて水道法の「第三者委託」における責任のあり方も含め、貴社の考え方や取組みについて記述してください。

(2) 水道施設の運転管理業務に対する貴社の考え方

水道施設の運転操作や設備点検等、その目的を達成するために要求される業務について、貴社の基本的な考え方やその対応等について記述してください。

(3) 水道施設の危機管理の考え方

台風、停電、大口径配水本管漏水、機器故障時の対応など、災害事故時や緊急事態への対応についての貴社の考え方や応援体制について記載してください。

(4) 運転管理体制について

業務組織、履行体制、人員配置計画及び社員の技術研修体制について記載してください。

(5) 情報管理の考え方について

貴社の情報管理についての考え方について記載してください。

(6) 水道施設の施設運営のコストの縮減について

水道施設の施設運営のコスト縮減についての貴社の考え方、手法等について記載してください。

(7) 水道施設の運転管理に関する貴社の特徴及び優位性について

貴社の特徴や優位性について記載してください。

(8) 運転管理業務等の委託範囲拡大に向けた方策について

当市の水道施設において、民間委託拡大に向けた方策等について提案してください。

(9) 見積書の条件について

委託期間単年度毎における見積書（5年分）を作成し、その妥当性について記載してください。

なお、業務委託の開始は令和5年4月1日からとし、「現受託者」とは事前に引き継ぎを行い、三木市水道施設等運転管理業務を履行出来る体制を確立しておくこととし、その費用は、「新受託者」の負担とします。

9. 1次審査

提出された提案書等に基づき、「市」の選定委員会において審査を行い、1次合格者を決定する。

10. 提案書説明会（プレゼンテーション）について（1次合格者のみ）

令和4年12月23日（金）に各社1時間の持ち時間にてプレゼンテーションを行う。

1時間のうち、最初に提案書に基づき20分間でプレゼンテーションを行い、30分間質疑（共通事項・個別事項質問）の後、10分で総括説明を実施する。

なお、出席者は4名以内とする。

11. 審査の観点について

〔経営評点〕

- 1) 経営状況について
- 2) 維持管理受注実績について
- 3) 資格保有者及び水道従業者数等について

〔技術評点〕

- 4) 水道施設管理の基本方針について
- 5) 水道施設の運転管理業務に対する考え方について
- 6) 水道施設の危機管理の考え方について
- 7) 運転管理体制について
- 8) 情報管理の考え方、研修体制について
- 9) 水道施設の施設運営のコスト削減について
- 10) 貴社の特徴及び優位性について
- 11) 委託範囲拡大に向けた方策について

〔その他〕

- 12) 見積り金額について

12. 審査の結果通知

- ①審査結果については文書で通知します。
- ②審査結果についての異議申立並びに問合せには、一切応じることはできませんのでご了承ください。
- ③他の事業者の提案書内容、審査内容については、公表いたしません。

13. 委託契約

応募された中で最も優れた提案を選定し、その提案者（優先交渉権者）と契約交渉について合意した時、委託契約を締結します。

14. その他

- ①提出された提案書は、返却いたしません。
- ②参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。